

容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書

一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、平成9年4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」いわゆる「容器包装リサイクル法」が施行され平成12年4月から完全施行されています。

しかし、容器包装リサイクル法では生産者が容器包装を再商品化することを義務付けていますが、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産、大量使用の構造改革には踏み込めておらず、排出抑制に結び付いていないのが現状です。

一方、リサイクルコストの約7割を占める収集、分別、保管を義務付けられるため分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しており、また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者には、ごみ減量に取り組む意欲が働かない状況となっています。

したがって、容器選択権のある生産者の責任を明確にしないかぎり、このままでは大量廃棄に代わり大量リサイクルに際限なく税金を使い続けることとなります。

また、容器包装リサイクル法では、平成12年5月に制定された循環型社会形成推進基本法の本質であるリデュース、リユース、リサイクルという3Rを優先するという考え方とも矛盾しており、これらを推進する容器課徴金、デポジット制度などの経済的手法や自動販売機規制などの規制的手法を盛り込む視点で見直すことも不可欠です。

よって、政府におかれては、容器包装リサイクル法を見直し次の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

- 1 収集、分別、保管の費用を製品の価格に含めること。
- 2 リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で推進するさまざまな手法を盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成16年6月8日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現に関する 意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済は未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっています。

しかしながら、16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾であります。

特に、16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来しています。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要であります。

よって、政府におかれては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、次の措置を講じられることを強く要望いたします。

- 1 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等をじゅうぶん踏まえ、その所要総額を確保すること。
特に、地方交付税総額は、15年度以前の水準以上を確保すること。
- 2 税源移譲については、17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
- 3 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転

嫁は絶対行わないこと。

- 4 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向をじゅうぶん尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年6月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とするもので、現行義務教育制度の基幹をなすものであります。

しかしながら、既にこれまでも、旅費、教材費、共済費、恩給費などが除外、削減され、これらの国庫負担制度の縮小は、地方財政を圧迫するとともに、教育行政に大きな影響を及ぼしております。

平成 15 年 6 月 27 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、いわゆる骨太の方針 2003 では、義務教育費に係る経費負担の在り方については、平成 18 年度までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行うとし、また、本年 6 月 4 日に閣議決定された骨太の方針 2004 では、教員の給与や人数、配置に関する現行法の規定について、その在り方を平成 18 年度までに検討するとした上で、義務教育に関する地方の自由度を拡大し、義務教育費国庫負担制度の改革を推進するとしています。

これらの方針が実施されれば、地方財政がより厳しい状況に追い込まれるばかりでなく、それぞれの自治体の財政力によって教育水準に格差が生じ、義務教育の機会均等とその維持向上に重大な影響を及ぼすことが憂慮されます。

よって、政府におかれましては、こうした状況をじゅうぶん認識さ

れ、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持し、教職員の定数配置基準
につきましても改善されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年6月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する意見書

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化の一途をたどっています。このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

「刑事裁判は、社会秩序維持を守るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、平成2年の最高裁判所判決が、わが国の司法の現状を明確にしており、加害者に対しては、医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費などの費用を国が負担しています。

国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療、生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務であります。

よって、政府におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復に向け、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 2 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年6月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保等に関する意見書

昨今の厳しい経済情勢の中、建設業は就労者数も数多く、経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献しています。

しかし、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、明確な賃金体系は現在も確立されておらず、仕事量の変動によって施工単価や労務費が引き下げられることもあり、建設労働者の生活は不安定なものになっています。

国においては、平成12年11月27日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が公布され、その施行に当たり、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われることという附帯決議が国会で行われたところでありますが、諸外国では、既に、公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいる状況であります。

よって、政府におかれては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりとして、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公契約法の制定を推進すること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項について実効ある施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年6月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて